

日本の力を、世界のために。

Supporting Your Global Challenges

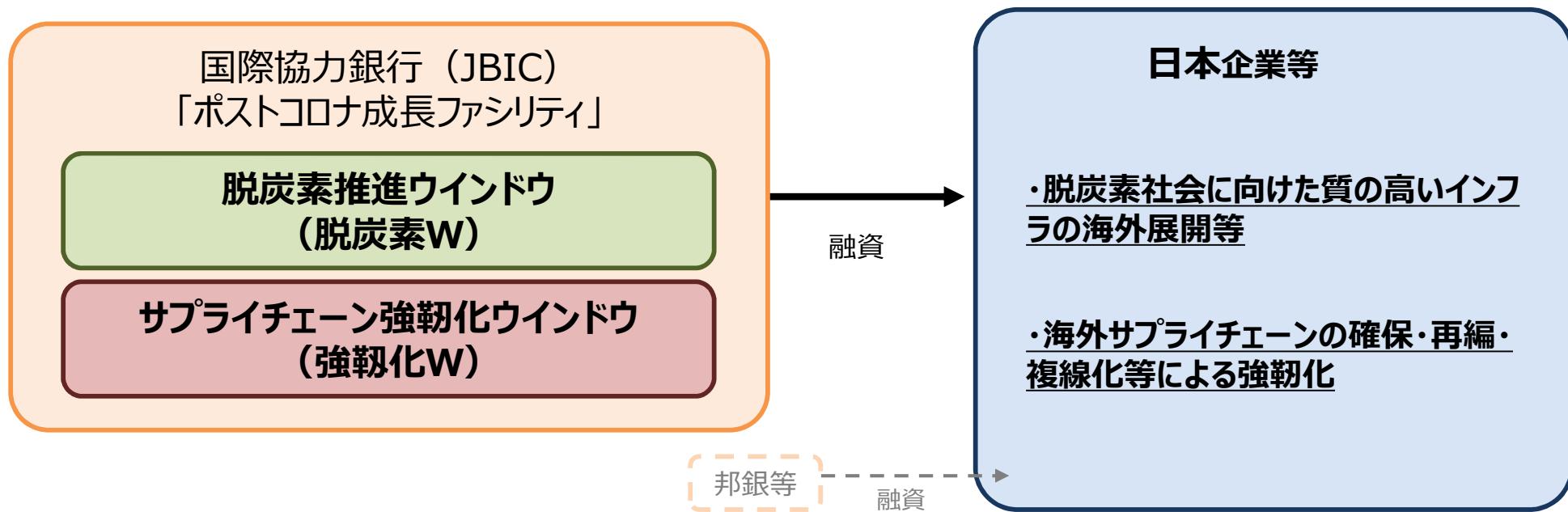


「ポストコロナ成長ファシリティ」の創設・開始について

株式会社国際協力銀行

2021年1月29日

- 2020年12月8日に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に基づき、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、「ポストコロナ成長ファシリティ」を創設。
- 日本企業による、①脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開やその他の海外事業活動、②サプライチェーンの確保・再編・複線化等による強靭化、を支援。



(注) 「成長投資ファシリティ（～2021年6月末）」の「質高インフラ環境成長ウインドウ」と「海外展開支援ウインドウ」は新ファシリティ創設に伴い廃止。「新型コロナ緊急対応ウインドウ」は2021年6月末まで継続。

(注) 財務省において、新ファシリティの創設にあわせ、先進国向け事業制限の適用除外を2022年6月末まで延長する告示を公示。

(1) 名称：ポストコロナ成長ファシリティ／Post-COVID-19 Growth Facility

(2) 趣旨・目的：外為特会を活用したJBICの融資により、日本企業によるポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図る。

(3) ファシリティの構成：

- ・脱炭素推進ウインドウ(脱炭素W)：脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開やその他の海外事業活動を支援
- ・サプライチェーン強靭化ウインドウ（強靭化W）：サプライチェーンの確保・再編・複線化等による強靭化を支援

(4) 対象通貨：米ドル、ユーロ、円、その他通貨

(5) 金利条件：ベース金利・政策スプレッド・リスクプレミアム等

(6) 融資割合：通常案件に準ずる

(7) 契約調印期限：**2022年6月30日**

(8) ポイント：

- 脱炭素W：成長投資ファシリティの「質高インフラ環境成長ウインドウ」を再編・強化し、資源ミッションに基づく輸入金融・投資金融（地球環境保全に資する非化石エネルギー（水素、バイオマスに由来する燃料等）を対象とする案件に限る）を支援対象に追加。
- 強靭化W：成長投資ファシリティの「海外展開支援ウインドウ」を再編・強化し、国際競争力ミッションに基づく事業開発等金融（日本企業のサプライチェーンを構成する調達先や販売網等の海外事業者を支援する案件に限る）を支援対象に追加。

輸出・輸入・投資・事業開発等金融・出資による以下の案件（緊急Wの対象案件を除く）（※）。

（1）地球環境保全に資する案件（地球環境保全ミッション・国際競争力ミッション・資源ミッション）

→ 地球環境保全ミッション・国際競争力ミッションの例：

再エネ案件（風力発電、太陽光発電等）、省エネ案件（ガスコンバインドサイクル発電等）、
その他案件（廃棄物処理等）等

→ 資源ミッションの例：

水素・バイオマス燃料案件（海外における権益取得（製造/販売事業への出資）、日本への引取等）

（2）地球環境保全に資する技術の獲得を主たる目的とするM&A案件（国際競争力ミッション）

例：再エネ・省エネ等の技術を有する外国法人に対する、当該技術獲得を主たる目的としたM&A案件

（※）輸出・出資案件は外為特会からの米ドル借入対象外（通常案件と同様の金利条件で実施）。



英国での洋上風力発電（18年11月契約調印）



スウェーデンでの廃棄物処理事業（19年3月契約調印）

【主な対象分野】

エネルギー供給 (発電・熱供給)	再生可能エネルギー	・太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電、水力発電等 ・必要不可欠な設備・機器等
	その他省エネルギー	・ガス火力発電、コジェネ、廃棄物利用発電、燃料電池等 ・必要不可欠な設備・機器等
エネルギー需要	各産業分野における省エネルギー設備・機器	・高効率化設備・技術等 ・排熱・排ガスの利用等
グリーン イノベーション	スマートエナジー	・スマートグリッド等 ・蓄電池等
	グリーンモビリティ	・モーダルシフト（都市間交通を含む） ・次世代モビリティ（電気自動車、電動船等）
	スマートシティ	・地域等のエネルギー管理システム、省エネ家電等
その他地球環境保全		・メタン、フロン等回収 ・二酸化炭素吸収 ・大気汚染防止（脱硫・脱硝機器等） ・水供給・水質汚染防止 ・廃棄物処理（リサイクルを含む） ・水素の製造・輸送・供給・利用等

輸入・投資・事業開発等金融による以下の案件（緊急W・脱炭素Wの対象案件を除く）。

(1) M&A案件 (国際競争力ミッション)

→ 日本企業による、以下のいずれかに該当する外国法人に対するM&A案件（※1）

- ✓ 社会資本の整備に関する事業を行う外国法人
- ✓ 一定の地域において行われる事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を有する外国法人
- ✓ 一定の地域において広く販売され、又は提供されている商品又は役務に関し蓄積された技術上又は営業上の情報であって出資等を行う日本企業が有していないものを有する外国法人

(※1) ①日本企業による経営支配案件、②経営支配案件に該当しないものの出資先との事業上の提携を伴うものに限る。

(2) 資源案件 (資源ミッション)

→ 資源案件全般

例：資源の権益取得案件、資源引取案件等



ペルー・銅鉱山開発事業
(19年3月契約調印)

フィリピン・部品製造・販売事業
(18年9月契約調印)

(3) その他国際競争力案件 (国際競争力ミッション)

→ 投資金融・事業開発等金融の国際競争力ミッション案件（海外M&A案件以外）（※2）

例：機器・設備等の製造・販売案件、自動車販売金融案件、インフラ案件等

(※2) 事業開発等金融については、日本企業のサプライチェーンを構成する調達先や販売網等の海外事業者を支援する案件に限る。

(1) 名称：成長投資ファシリティ／Growth Investment Facility

新型コロナ危機対応緊急ウインドウ／Emergency Window for Overcoming the COVID-19 Crisis

(2) 趣旨・目的：外為特会を活用したJBICの融資により、コロナの影響下における日本企業の海外事業を支援(3) 対象案件：原則として本邦企業の信用による、以下の「コロナ影響等案件」

①コロナによる影響と資金調達に因果関係があるもの（例：コロナによる手元流動性不安解消のための運転資金（1年超）の調達案件、2020年4月8日以降に機関決定されたM&A案件・資源権益取得案件）

②コロナの感染防止に資するもの（例：コロナに関する検査キット・治療薬・ワクチン等の開発・製造・販売案件）

③コロナを含む感染症全般への対応強化に資するもの（例：感染症に関する検査キット・治療薬・ワクチン等の開発・製造・販売案件）

(4) 対象通貨：米ドル、ユーロ、円、その他通貨(5) 金利条件：ベース金利・政策スプレッド・リスクプレミアム等(6) 融資割合：通常案件に準ずる(7) 契約調印期限：2021年6月30日

		ポストコロナ成長ファシリティ		成長投資ファシリティ
		脱炭素W	強靭化W	緊急W
対象金融種類		輸出/ <u>輸入</u> /投資/事業開発等/出資 (うち外為対象は <u>輸入</u> /投資/事業開発等)	輸入/投資/ <u>事業開発等(※2)</u> (いずれも外為対象)	輸入 / 投資 (いずれも外為対象)
地球環境の 保全目的に 資する案件	GREEN案件	緊急W以外の案件		「コロナ影響等案件 (※3)」
	その他国際競争力案件	緊急W以外の案件		
M&A案件		緊急W以外の案件 (地球環境保全)	緊急W以外の案件 (地球環境保全以外)	「コロナ影響等案件 (※3)」
資源案件		<u>緊急W以外の案件</u> <u>(地球環境保全) (※1)</u>	<u>緊急W以外の案件</u> <u>(地球環境保全以外)</u>	
その他国際競争力案件			緊急W以外の案件	

(※1) 脱炭素Wの資源案件については、地球環境の保全目的に資する非化石エネルギー源を対象とするものに限る。

(※2) 強靭化Wの事業開発等金融案件については、日本企業のサプライチェーンを構成する調達先や販売網等の海外事業者を支援するものに限る。

(※3) 緊急WのM&A案件と資源案件（権益取得型）については、2020年4月8日以降に本邦企業にて機関決定されたものに限る。

ワシントン駐在員事務所 : +1-202-785-1785

川上 直 首席駐在員 n-kawakami@jbic.go.jp

鈴木 洋之 上席駐在員 hiro-suzuki@jbic.go.jp

小林 祐馬 駐在員 y-kobayashi@jbic.go.jp